

令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県外から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（令和5年8月10日青森県制定）及び十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）並びに法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療・福祉職 県内の医療機関や福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格として青森県知事が認める資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。
- (2) 子育て世帯 18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。
- (3) ひとり親世帯 子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父、又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。
- (4) 移住者 第5条に規定する移住支援金の交付申請をした日において、転入をした日から起算して1年以内の間にある者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 県外に住所を有していた期間が、転入をする直前の10年間において通算して5年以上である者
 - イ 県外に住所を有していた期間が、転入をする直前において連続して1年以上である者

(移住支援金の交付)

第3条 市長は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのいずれにも該当する移住者に対し、移住支援金を交付する。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす就業をした移住者

ア 事業対象資格を有していること。

イ 次のいずれかの機関等で紹介されている県内の医療機関又は福祉施設等の求人に応募して医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りでない。

(ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

(イ) 公共職業安定所

(ロ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所

(ハ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

(ニ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所

(ホ) 公益社団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所

(ヘ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

(ト) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所

(チ) その他市長が認めるもの

ウ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。

エ 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であるものに限る。）に基づき就業し、移住支援金の交付申請をした日において在職していること。

オ 移住支援金の交付申請をした日から5年以上、就業先において継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす就学をした移住者

ア 事業対象資格を有していないこと（別途新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く。）。

イ 県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職の就業に必要な事業対象資格を取得するために、次のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く。）に就学していること。

- (ア) 医師養成校
- (イ) 薬剤師養成校
- (ロ) 看護師等養成所
- (ハ) 診療放射線技師養成校
- (ニ) 臨床検査技師養成校
- (ホ) 理学療法士養成校
- (ヘ) 作業療法士養成校
- (ト) 言語聴覚士養成校
- (チ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校
- (リ) 救急救命士養成校
- (ニ) 管理栄養士養成校
- (シ) 栄養士養成校
- (ス) 保育士養成校
- (セ) 社会福祉士養成施設
- (ソ) 介護福祉士養成施設
- (タ) 介護福祉士実務者養成施設
- (チ) その他市長が認めるもの

ウ 移住支援金の交付申請をした日においてイに規定する養成機関に在籍していること。

エ イに規定する養成機関の卒業した日から1年以内に、県内の医療機関又は福祉施設等において、事業対象資格に基づく医療・福祉職に就業し、就業した日から3年以上継続して勤務する意思を有していること。

- (3) 次に掲げる要件の全てを満たす転入をした移住者
- ア 子育て世帯であること。
 - イ 転入をした日以前の日及び移住支援金の交付申請をした日において18歳未満の世帯員が、同一世帯に属していること。
 - ウ 移住者と移住者が養育する18歳未満の世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
 - エ 移住支援金の交付申請をした日において、移住者と移住者が養育する18歳未満の世帯員のいずれもが、本市に居住していること。
- (4) 移住支援金の交付申請をした日から起算して5年以上、継続して市の区域内に居住する意思を有している者
- (5) 移住者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (6) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- (7) 市から移住就職奨励に関する奨励金の交付を受けていないこと。
- (8) 移住支援金を交付することが適当でないと市長が認めた者でない者
- (移住支援金の交付額)

第4条 移住支援金の交付額は、1世帯あたりの基本額を100万円とし、子育て世帯加算として、移住者が養育する18歳未満の世帯員（移住支援金の交付申請をした日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者。）1人につき100万円を加算する。

2 前項に定める移住支援金の交付額のほか、ひとり親世帯に該当する場合には1世帯あたり100万円を加算する。

3 移住支援金は1世帯に対しては、重ねて交付しないものとする。

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年1月17日までに令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金

交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認するために必要な書類
- (2) 移住前の在住期間及び在住地が分かる世帯全員分の住民票の写し
- (3) 移住支援金の交付申請をした日における世帯全員分の住民票の写し
- (4) 事業対象資格を有することを確認できる書類（第3条第1号に該当する場合に限る。）
- (5) 職業紹介機関の紹介を経て応募したことを確認できる書類（第3条第1号に該当する場合に限る。）
- (6) 就業証明書（様式第2号。第3条第1号に該当する場合に限る。）
- (7) 就学先が発行する在学証明書（第3条第2号に該当する場合に限る。）
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 同意書（様式第4号）
- (10) 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号の書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。
（移住支援金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、移住支援金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては補助金の額を確定し、令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼金額確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第7条 移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金を請求しようとするときは、令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の返還)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じてそれぞれの掲げる要件のいずれかに該当したときは、令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還命令書(様式第7号)により、移住支援金の全額、半額又は4分の1の額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合又は県内の他の市町村に転出する場合は、この限りでない。この場合において、県内の他の市町村に転出した後、他の都道府県に転出した場合は、移住支援金の返還を命ずるものとする。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において、医療・福祉職に就業した場合

ア 交付した移住支援金の全額

- (ア) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合
- (イ) 移住支援金の交付を申請した日から3年未満に県外に転出した場合
- (ロ) 移住支援金の交付を申請した日から1年未満に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (ハ) その他市長が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 交付した移住支援金の半額

- (ア) 移住支援金の交付を申請した日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- (イ) 移住支援金の交付を申請した日から1年以上3年以内に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (ロ) その他市長が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 県内の医療機関又は福祉施設等において、医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合

ア 交付した移住支援金の全額

- (ア) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合

- (イ) 移住支援金の交付を申請した日から3年未満に県外に転出した場合
- (ロ) 移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
- (ハ) 移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- (ニ) その他市長が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 交付した移住支援金の半額

- (ア) 移住支援金の交付を申請した日から3年以上5年以内で県外に転出した場合
- (イ) 移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に、県内の医療機関又は福祉施設等において、事業対象資格に基づく医療・福祉職に就業しなかった場合
- (ロ) 移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に、県内の医療機関又は福祉施設等において、事業対象資格に基づく医療・福祉職に就業するも、就業した日から1年未満に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (ハ) その他市長が半額の返還が適当であると認めた場合

ウ 交付した移住支援金の4分の1の額

- (ア) 移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に、県内の医療機関又は福祉施設等において、事業対象資格に基づく医療・福祉職に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- (イ) その他市長が4分の1の額の返還が適当であると認めた場合

(移住支援金の返還免除)

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、前条ただし書の規定により移住支援金の返還の免除を申請しようとするときは、令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書（様式第8号）に、返還免除理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、移住支援金の返還免除の可否を決定し、令和6年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告、現地調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（居住の確認）

第11条 市長は、移住支援金の交付決定者の同意を得て、住民基本台帳による居住の確認をすることができる。

（令和6年度十和田市移住支援金との併給の制限）

第12条 申請者は、第3条に定める移住支援金の交付の要件及び令和6年度十和田市移住支援金交付要綱（令和6年 月 日制定）の要件を満たす場合には、移住支援金（ひとり親世帯の加算を除く。）の交付を申請できないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。